

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第29号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を  
改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第15条第1項に規定する登録手数料を納付する方法により」を「利用の登録を受けて」に改め、同条第7号中「第16条の3第1項に規定する使用料を納付する方法により」を「1か月又は1日を単位として」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

第3種特定自転車駐車場 1時間を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。

第16条の2第4項中「受けて、利用する」を「受ける」に改める。

第16条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める第2種特定自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するときに使用料を納付するものとする。

第16条の3の次に次の1条を加える。

（第3種特定自転車駐車場の利用及び使用料）

第16条の4 第3種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、利用開始日時の確認を受けるものとする。

2 第3種特定自転車駐車場の利用時間は、1回につき、規則で定める時間以内とする。

3 第3種特定自転車駐車場を利用する者は、1台につき24時間までごとに300円の範囲内で規則で定める額の使用料を、利用を終了するときに納付しなければならない。

第17条第1項中「及び第2種特定自転車駐車場」を「、第2種特定自転車駐車場」に改め、「部分」の次に「及び第3種特定自転車駐車場」を加え、同条第2項中「特定自転車駐車場（」の次に「第1種特定自転車駐車場及び」を加え、「当日利用」を「定期利用」に、「を除く」を「に限る」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 区長は、第3種特定自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

前条第1項の規定による確認を受けていない自転車

前条第2項に規定する時間を超えて駐車してある自転車

第30条中「前条の罰金刑」を「同条の罰金刑」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。